第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　参議院合同選挙区選挙（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下この条において同じ。）における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、前条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一　発行方法

参議院合同選挙区選挙における公職の候補者（以下この条において「公職の候補者」という。）に対し、後払証一枚と引換えに、当該公職の候補者に係る選挙区内のいずれかの都道府県内（以下この条において「都道府県内」という。）に通用する特殊乗車券一枚を発行するものとする。

二　発行の数

公職の候補者一人につき、鉄道、軌道及び一般乗合旅客自動車を通じて三十枚

三　発行する期間

選挙期日の公示又は告示のあつた日から選挙当日まで

四　発行する場所

イ　鉄道、軌道　鉄道又は軌道各駅（係員配置駅に限る。）

ロ　一般乗合旅客自動車　バス会社本社

五　使用資格を有する者

公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

六　通用する区間

イ　鉄道、軌道　一事業者ごとの都道府県内におけるすべての路線

ロ　一般乗合旅客自動車　すべての事業者の都道府県内におけるすべての路線

七　運賃

イ　鉄道、軌道

次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃

旅客営業キロの合計キロ	運賃
二十キロメートルまでのもの	一枚 五、八六〇円
二十キロメートルを超え五十キロメートルまでのもの	一枚 一一、六一〇円
五十キロメートルを超えるもの	一枚 一七、二九〇円

ロ　一般乗合旅客自動車　一枚二三、六八〇円

八　通用する期間

特殊乗車券は、発行の日から選挙期日後五日を経過する日までの期間内において通用し、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返戻するものとする。

九　料金

使用価格を有する者が乗車する場合における特別急行料金、普通急行料金、特別車両料金その他の料金は、それらの者の負担とする。

十　効力

使用資格を有する者以外の者が特殊乗車券を使用した場合には、これを無効として回収する。公職の候補者が、公職の候補者の届出を却下された後又は公職の候補者たることを辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）後使用した場合にも、同様とする。

十一　後払証の様式は、第一号様式のとおりとする。

○海上保安庁告示第七十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	直島漁協向島北方のり養殖漁場灯浮標
位置	
所在地	鞍掛鼻灯台（香川県香川郡直島町）の西方約一・四キロメートル
北緯	三四―二八―四七
東経	一三四―〇〇―二二
廃止年月日	平成二十七年十月一日
名称	三田尻中関港中関第六号灯浮標
位置	
所在地	山口県三田尻中関港（中関灯台の東北東方約二・三キロメートル）
北緯	三四―〇〇―三五
東経	一三一―三三―五四
廃止年月日	平成二十七年十月二日
名称	伊是名港第三号灯標
位置	
所在地	伊是名島三角点（沖縄県島尻郡伊是名村）の南南西方約一・四キロメートル
北緯	二六―五四―三一
東経	一二七―五六―一二
廃止年月日	平成二十七年十月六日

○海上保安庁告示第七十八号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	酒田港第二北防波堤南灯台
位置	
所在地	山形県酒田港（第二北防波堤南端）
北緯	三八―五六―二九
東経	一三九―四七―二九
光度	実効光度一〇〇カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで五・三メートル　平均水面上から灯火まで九・五メートル
変更年月日	平成二十七年十月一日
名称	陸中船越港仮設灯浮標
位置	
所在地	岩手県下閉伊郡山田町（陸中大島灯台の北北西方約二・五キロメートル）
北緯	三九―二五―〇七
東経	一四一―五八―五三
変更した事項	
名称	陸中船越港東第一防波堤灯台
位置	
所在地	岩手県下閉伊郡山田町（船越港東第一防波堤外端）
北緯	三九―二五―〇七
東経	一四一―五八―五五
塗色及び構造	赤色　塔形
灯質	連成不動単閃赤光　毎五秒に一閃光
光度	閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離	閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
変更年月日	平成二十七年十月六日
記事	一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧
名称	陸中船越港東防波堤灯台
位置	
所在地	岩手県下閉伊郡山田町（船越港東防波堤外端）
北緯	三九―二五―二〇
東経	一四一―五八―四四